一九五―国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　八　166　一
二〇三　国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　八　166　一
二〇四―個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　八　166　八
二〇七―政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　八　166　八
二一一　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　一〇　二
二一二　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　一〇　四
二一四　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二五　四
二一五　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　二九　二
○財務省、農林水産省
二一一　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　二一　三
二一二　農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件　二一　四
二一三　中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件　二一　四
○国税庁
二一六　消費税法施行令第四十九条第一項第一号に規定する国税庁長官が指定する者を定める件　一〇　六
二一七　酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件の一部を改正する件　二八　一
二一八　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件の一部を改正する件　三一　182　三八
二一九　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件の一部を改正する件を廃止する件　三一　182　三八
三〇　消費税法施行令第十八条の二第二項第三号の規定に基づき国税庁長官が観光庁長官と協議して指定する自動販売機を定める件の一部を改正する件　三一　182　三九
○文部科学省
六八　強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件　一　161　一四
六九―地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件に追加して家屋を定める件　四　五
八四
八五―地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件の一部を改正する件　四　八
九三
九四　文化財を登録有形文化財に登録する件　七　一
九五　文化財保護法第五十九条第三項に基づき登録有形文化財の登録を抹消する件　七　五
九六　登録有形文化財の名称を変更する件　七　五
九七　文化財保護法第五十九条第二項に基づき登録有形文化財の登録を抹消する件　七　五
九八　文化財保護法第五十九条第一項に基づき登録有形文化財の登録を抹消する件　七　六
九九　高等学校に対応する外国の学校の課程のうち当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものを指定する件の一部を改正する件　二一　174　一
一〇〇　教科用図書の検定に関する件　二三　176　一七
○厚生労働省
二四七　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件　一　五
二四八　生物学的製剤基準の一部を改正する件　二　特58　一
二四九　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件　二　特58　二
二五〇　使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件　八　166　一〇
二五一　労働安全衛生規則第五百七十七条の二第三項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示　九　二
二五二　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件　二二　六
二五三　使用薬剤の薬価（薬価基準）及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示　二九　180　五六